

■都市公園の占用料に係る使用料及び許可行為における使用料の改正

土地の占用に係る使用料		単位	期間	改正前	改正後
1	電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの				
	第一種電柱	1本	1年	500	2,400
	第二種電柱				3,700
	第三種電柱				5,000
	第一種電話柱				2,100
	第二種電話柱				3,500
	第三種電話柱				4,800
	その他の柱類				170
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	規定なし	27
	地下電線その他地下に設ける線類				11
	路上に設ける変圧器	1個	1年		1,600
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年		1,100
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年		3,300
	その他のもの	1平方メートル	1年		3,300
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの					
外径0.1m未満	1メートル	1年	500	110	
外径0.1m以上0.15m未満				170	
外径0.15m以上0.2m未満				220	
外径0.2m以上0.4m未満				440	
外径0.4m以上1m未満				1,100	
外径1m以上				2,200	
3 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートル	1年	500	3,400	
4 公衆電話所	1個	1年	規定なし	3,300	
郵便差出箱				1,400	
5 非常災害に際し災害にかかった者を収容するために設けられる仮設工作物	1平方メートル	1月	1,000	1,000	
6 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物				1,000	
7 標識(測量標、バス停留場標柱等)を設ける場合	1本	1年	500	2,600	
8 防火用貯水槽で地下に設けられるもの	1平方メートル	1年	500	3,300	
9 蓄電池で地下に設けられるもの				3,300	
10 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの				3,300	
11 工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設	1平方メートル	1月	1,000	1,000	
12 土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場	1平方メートル	1月	1,000	1,000	
13 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業等の用に供する施設、保育所	1平方メートル	1年	規定なし	4,700	
14 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター等					
15 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター等					
16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設、地域活動支援センター等					
17 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園					
18 上記に準ずる社会福祉施設として、地方公共団体等の条例で定めるもの					

行為の許可に係る使用料		単位	期間	改正前	改正後
1	物品を販売し、又は頒布すること	1平方メートル	1日	規定なし	8
2	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること			1	4
3	興行を行うこと			規定なし	8
4	業として写真を撮影するとき	写真機1台につき	1日	2,000	2,000
	業として映画を撮影するとき	1箇所		2,000	2,000